

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 56 号）

- 件 名 県警事務分掌表の電子データの非開示決定処分に係る審査請求事案
- 開示請求年月日 平成 29 年 12 月 1 日
- 実施機関の決定日 平成 29 年 12 月 14 日
- 実施機関（担当室課） 富山県警察本部長（警務課）
- 決定内容 非開示決定
- 非開示理由 請求内容に該当する公文書が存在しないため
- 審査請求年月日 平成 29 年 12 月 27 日
- 審査請求の内容 本件処分を取消し、請求に係る公文書の開示を求める
- 諮問年月日 平成 30 年 1 月 17 日
- 答申年月日 平成 30 年 7 月 2 日
- 争点 県警事務分掌表の電子データの公文書該当性
- 審査会の判断

第 1 当審査会の結論

富山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、審査請求の対象となった、警察の事務分掌表の電磁的記録について、富山県情報公開条例の開示対象となる公文書には当たらないとして非開示とした決定は、妥当であると判断する。

第 2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、平成 29 年 12 月 1 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により実施機関に対して、県警事務分掌表の電磁的記録について、開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

2 本件処分

実施機関は、審査請求人の本件開示請求に対し、次のとおり、平成 29 年 12 月 14 日付け富務第 2714 号で条例第 11 条第 2 項の規定により非開示決定を行った（以下「本件処分」という。）。

ア 本件開示請求に係る対象文書の特定

職員の氏名、職名、係名、電話番号、分掌事務が記録されている、警察の所属ごとに作成された事務分掌表の電磁的記録を、本件開示請求に係る対象文書として特定した。

イ 開示をしない理由

実施機関は、警察の事務分掌表の電磁的記録については、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものではないため、条例第 2 条第 2 項の開示対象となる公文書には当たらないとして、公文書が存在しないことを理由に非開示決定を行った。

第3 本件処分に対する当審査会の判断

1 本件開示請求に係る対象文書の特定

本件開示請求に対し、実施機関が本件処分特定した電磁的記録（以下「本件電磁的記録」という。）は、富山県警察本部警務部総務課をはじめとする警察全所属の事務分掌表の電磁的記録である。

本件電磁的記録は、警察の所属ごとに作成されており、職員の氏名、職名、係名、電話番号、分掌事務が記録されており、本件開示請求に係る対象文書の特定について争いはない。

なお、本件電磁的記録のデータを紙媒体に印字した紙文書（以下「本件紙文書」という。）については、非開示情報部分を除き、平成29年12月14日付け富務第2713号で公文書部分開示決定の上、部分開示しており、本件紙文書の部分開示決定に対する争いはない。

2 本件電磁的記録の公文書該当性について

条例上の公文書については、条例第2条第2項の規定により、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有していれば、電磁的記録もこれに当たるものとされており、本件電磁的記録が条例上の公文書に該当するかどうかは、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」といえるかどうかによって判断される。

なお、東京高裁判決（平成19年2月14日判決・行政文書不開示決定取消請求控訴事件）においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の第2条2項の「組織的に用いる」とは、その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用され、又は保存されている状態のものを意味すると解するのが相当であり、これについては、文書の①作成又は取得の状況、②利用の状況、③保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当であるとしている。

そこで、本件電磁的記録について、①作成又は取得の状況、②利用の状況、③保存又は廃棄の状況について検討してみる。

① 作成又は取得の状況

本件電磁的記録は、実施機関の職員が紙文書による事務分掌表の作成の補助用として一時的に作成したものであり、当該紙文書の作成前においては、当該職員の個人的検討段階のものに留まっていると認められる。

② 利用の状況

本件電磁的記録は、紙文書による事務分掌表の作成前は上記①のとおり個人的検討段階のものに留まり、当該紙文書作成後は当該紙文書を職員共用のものとして利用するので、本件電磁的記録を職員共用のものとして利用することは予定されていないし、また、実際にも利用されていないという実施機関の説明に、不自然又は不合理な点は認められない。

③ 保存又は廃棄の状況

本件電磁的記録は、上記②のとおり紙文書による事務分掌表の作成後の利用は予定されておらず、職員個人の判断で適宜廃棄できる状態にある。よって、本件紙文書については業務上必要な職員共用のものとして組織的に管理・保存しているが、本件電磁的記録につ

いてはそのようなものとしては保有していないという実施機関の説明にも、不自然又は不合理な点は認められない。

上記①から③までの状況を検討した結果、本件電磁的記録については、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用され、又は保存されておらず、組織としての共用文書の実質を備えているとは言えない。

第4 当審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成 30 年 1 月 17 日	諮問実施機関（富山県公安委員会）から諮問書を受理
平成 30 年 2 月 21 日 （第 157 回審査会）	・ 諮問事案の概要説明 ・ 審議
平成 30 年 2 月 23 日	審査請求人に意見書の提出を依頼
平成 30 年 3 月 19 日 （第 158 回審査会）	審議
平成 30 年 4 月 23 日 （第 159 回審査会）	・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 警察本部から非開示理由等を意見聴取
平成 30 年 5 月 30 日 （第 160 回審査会）	審議
平成 30 年 7 月 2 日 （第 161 回審査会）	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	第 157 回審査会 第 158 回審査会
岡 部 紀 子	富山県婦人会副会長	第 159 回審査会 第 160 回審査会 第 161 回審査会
岩 本 聡	北日本新聞社論説委員長	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	

(参考)

富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。） 抜粋

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 富山県公文書館、富山県立図書館その他の実施機関の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されているもの